

堺市立公民館の使用について

堺市立公民館は、社会教育法に基づいて設置された市民のための身近な学習拠点です。公民館の使用については、以下の事項を必ずお読みください。

一般申込案内

1. 申込方法 使用希望日の1ヶ月前から予約可能。電話申込不可（空き状況の確認は可）
公民館事務所にて、使用申込書を提出してください。
2. 対象者 市民を含む10名以上の学習活動を行う団体〈個人利用不可〉
部屋面積や活動内容によっては、9名以下での使用可。（要相談）
3. 使用回数 週1回以内の使用を原則とします。
4. 使用料 施設使用料、備品使用料、光熱水費無料。
5. 使用時間 ①午前（9：00～12：00）
②午後（13：00～17：00）
③夜間（18：00～21：00）【一部公民館は日曜実施なし】
※準備・後片付け・清掃時間を含む。

- 使用内容を確認のうえ、公民館の使用について教育委員会が承認します。
- 申込は先着順ですが、部屋の広さや使用予定人数、使用内容等によって、部屋の変更をお願いする場合があります。
- 定期的・継続的に学習活動を行う団体の利用や、市主催事業等の実施に伴い、ご予約いただけない場合があります。

～ 以下の場合は公民館をご使用いただけません ～

1. 営利目的（例：講師・企業による各種教室の運営、販売・宣伝・勧誘行為等）
2. 政治的活動（公職選挙法に基づく個人演説会等を除く。）
3. 宗教的活動（特定の宗教を支援または反対する集会、宗教的信仰の表現である行為等）
4. 企業活動（企業等の研修、面接、会議等）
5. 集客活動（主催者が不特定多数の参加者を集客すること。有料・無料問わない。）
6. 子どもだけの使用（高校生を除く18歳以上の責任を負える大人が付き添う場合は可）
7. 秩序・風俗を乱す恐れのある使用
8. その他、公民館長が使用を不適切とした場合

使用当日のながれ

1. 使用時は、事務所へ使用承認書を提示してください。
2. 責任者は、使用者全員に対し、承認書記載の使用条件および下記注意事項を周知し、活動に関する健康・安全管理について、適切に管理監督を行ってください。
3. 水分補給を除く飲食を伴う使用は原則不可。（活動上必要な飲食は許可する場合有。）
4. 活動で生じたゴミは、すべて各自でお持ち帰りください。（調理室含む。）
5. 終了時は、後片付け・清掃を行い、使用報告書とともに事務所職員に報告してください。

注意事項

1. 使用予定日時での使用ができなくなった場合、速やかに公民館へ連絡してください。連絡なくキャンセルされた場合は、以後の使用をお断りする場合があります。
2. 敷地および館内での盗難・紛失・事故・忘れ物のないように注意してください。
3. 備品等を破損・汚損した場合、必ず事務所に報告してください。無理な使用や故意に破損した場合、または報告を怠った場合は、責任者に対し補償を求めます。
4. 申込書の内容に虚偽があった場合、近隣住民や他の利用者への迷惑となる使用があった場合等は使用を中止していただきます。また、使用内容の確認等のため、公民館職員が室内に入ることがあります。
5. 駐車スペースは数に限りがあります。自動車での来館はできるだけお控えください。自動車利用の場合は、団体で乗り合わせるなどの配慮をお願いします。

お問い合わせ先

■開館日時 火曜日から日曜日 午前9時から午後9時（☆印は、日曜午後5時まで）

■休館日 月曜日・祝日・年末年始（月曜が祝日の場合、翌日含む）

公民館名	住所	電話番号
八田荘公民館（☆）	中区八田寺町 219-1	072-273-6625
金岡公民館	北区金岡町 1089-1	072-257-6890
東百舌鳥公民館	中区土塔町 2363-23	072-234-9500
福泉公民館（☆）	西区草部 183-1	072-273-6628
新金岡公民館	北区新金岡町 4丁 1-8 （新金岡市民センター3階）	072-255-3120
錦西公民館（☆）	堺区柳之町西 1丁 3-19 （青少年センター2階）	072-228-8683